

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 高山村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.5 %
全職員	68.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	97.2 %
本庁係長相当職	90.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	76.1 %
31～35年	- %
26～30年	93.3 %
21～25年	- %
16～20年	- %
11～15年	92.0 %
6～10年	94.3 %
1～5年	102.8 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、高齢層の職員の男女比率に差があること、諸手当(扶養手当・児童手当・寒冷地手当など)に関して、男性職員が世帯主である割合が高いこと、近年の採用で若年層に女性職員が増えていることなどが給与の差異に影響していると考えられる。
- ・短時間勤務職員については、常勤職員と比較した勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ・部局長・次長相当職は該当職がないため、記載なし。
- ・課長相当職とは課長・局長・参事、課長補佐相当職とは補佐、係長相当職とは係長とした。
- ・課長相当職、勤続年数別については、各区分で一方の性別の職員が3名未満のため、記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。